

# 7月から

## 役場の組織が変わりました

町では、福祉・介護窓口を役場庁舎へ集約することにより住民皆様の利便性を向上させるとともに、行政改革の更なる推進の観点から業務を効率的に行なうため、健康福祉課と介護保険課の追分庁舎への移転のほか、早来庁舎と追分庁舎の各課・係の統廃合など、組織・機構改革を行いました。主な変更は次のとおりです。

### 健康福祉課・介護保険課の追分庁舎への移転

福祉、介護における届出に必要な証明書交付などの各種手続きが追分庁舎の1か所で行なえるよう「ぬくもりセンター」の健康福祉課と介護保険課を追分庁舎に移転しました。

### 健康福祉課と国保年金課の統合

病気予防・健康増進が国民健康保険事業運営や医療給付事業と密接に関係があることから、国保年金課と健康福祉課を統合しました。

所属する職員の数が増えるため、迅速な意思決定が行なえるよう、健康福祉課の中に「健康推進室」を設置しました。

### 第1水道課と第2水道課の統合と上下水道経営室の設置

合併後も両庁舎に配置していた水道部門については、簡易水道の上下水道への移行に向けた取り組みを推進していく必要があるため、第1水道課と第2水道課を統合し、名称を「水道課」としました。

なお、上下水道事業の両会計の一体的な運営を行なうため、水道課の中に「上下水道経営室」を設置しました。

### 建設課と施設課の係編成の変更

都市計画区域における開発行為や建築申請への対応を効率的に行なうため、建設課に

配置されていた建築係と住宅係を都市計画係のある施設課に、施設課に配置されていた公園管理係を建設課に編成しました。

なお、今回の組織・機構改革に伴う住民サービス上の混乱を少なくするため、両庁舎に配置されている住民総合相談室の取扱業務を、これらの組織・機構改革に合わせて次のとおり変更しています。

#### 追加する業務

- 追分庁舎住民総合相談室  
住宅、上下水道ほか
- 早来庁舎住民総合相談室  
国保・医療給付、公園管理ほか

問合せ 総務課総務・防災グループ ☎ 2511

健康福祉課と介護保険課の追分庁舎への移転による「ぬくもりセンター事務室」の活用について

ぬくもりセンター事務室は、社会福祉協議会追分支所事務室と常設の介護機器展示室として活用します。

介護機器展示室の空きスペースを各種検診や乳幼児健診などの会場として使用する。とき以外は町民に開放します。

#### 町民開放の条件

- ・ 営利や宗教の布教活動などを目的としないボランティア等の町民グループ
- ・ その都度申込みが必要です。
- ・ 恒常的利用や優先利用はできません。
- ・ 資料や資材などを施設で保管することはできません。

#### 利用目的

- ・ ミーティング程度の利用に開放します。
- ・ 器具等を使用した工作などはできません。

#### 開放日及び時間

- ・ 月々金曜日9時～17時
- ・ (夜間は開放しません)

・ 土、日曜日及び国民の祝日と社会福祉協議会が終日不在の場合は原則として開放しません。

#### 利用開始日

改修工事及び諸準備のため9月1日からを予定。

申込み・問合せ 健康福祉課福祉係 ☎ 4556

※パソコン体験コーナーのご利用は「ぬくもりの湯フロント」で受け付けをお願いします。

